

研修の内容

□ 災害時の初動

□ 災害時の医薬品供給

□ 災害時の医薬品フォーミュラリ



医薬品としての供給



調剤済み医薬品の供給



令和3年度厚生労働科学研究補助金事業 「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」 (江川班) に係るアンケート調査調査結果

実施期間：令和3年11月11日～令和4年1月21日
回収率：43/47都道府県（回収率91.5%）

□ 回答があった道府県

北海道

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県

茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県

新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県

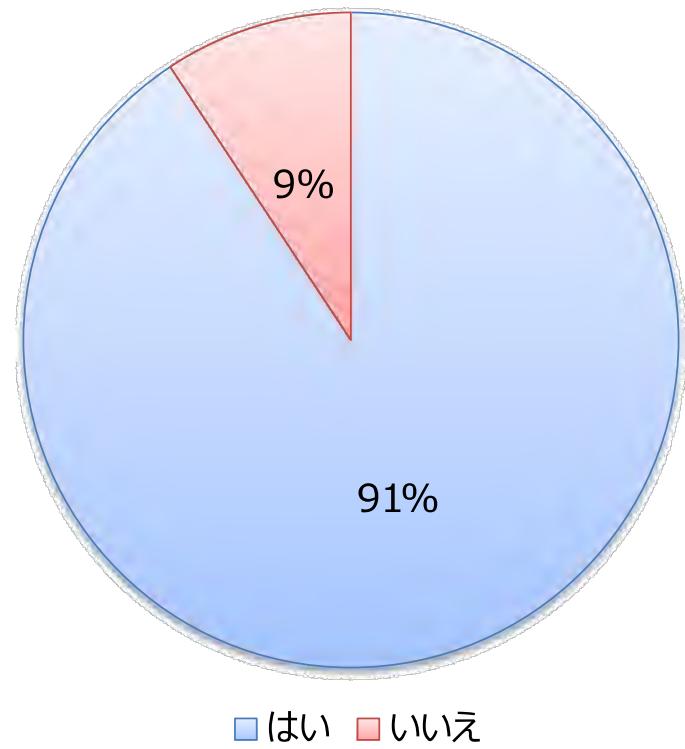
滋賀県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県

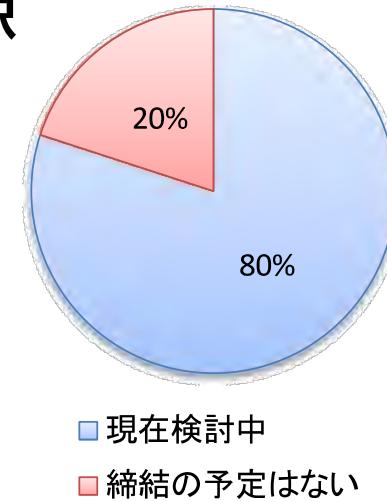
愛媛県、香川県、徳島県、高知県

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

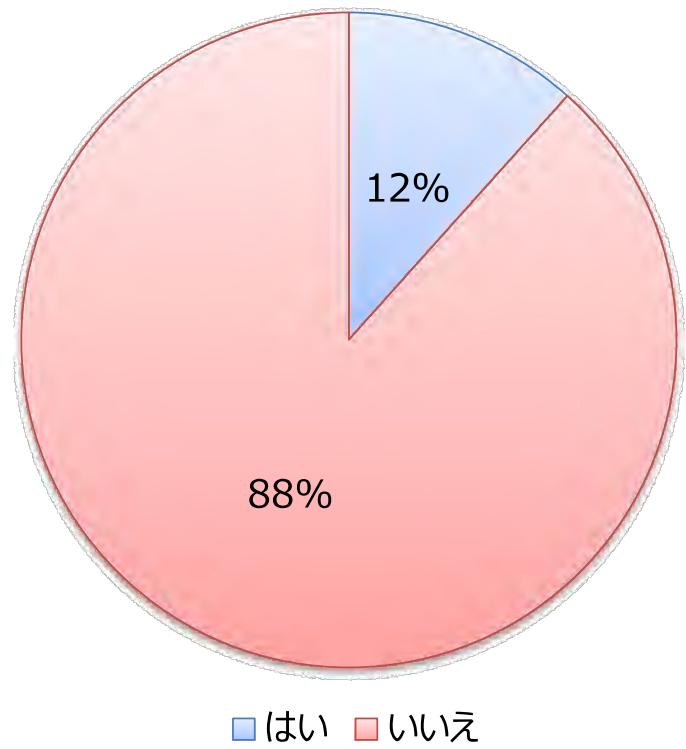
口災害時の医薬品供給について都道府県と卸業との協定 は締結していますか？



「いいえ」の内訳



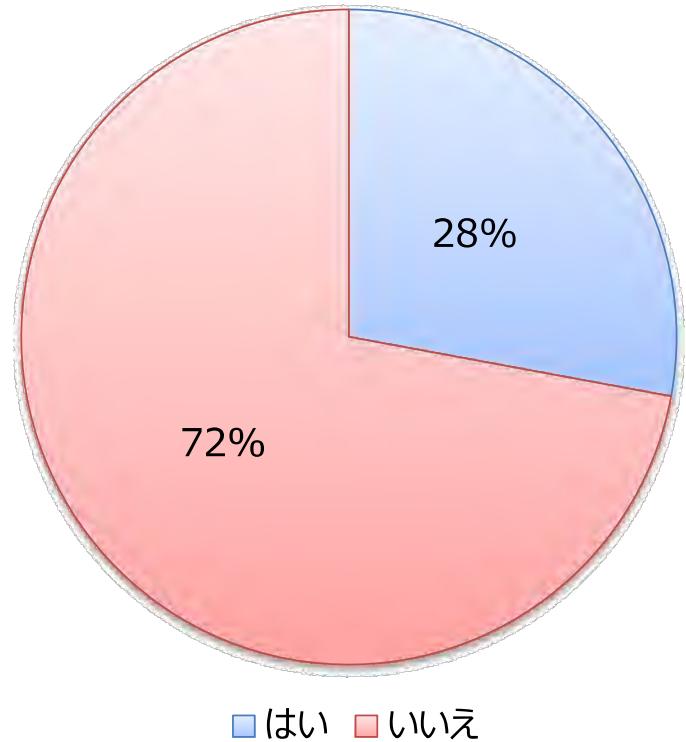
口災害時の医薬品供給について薬剤師会と卸業との協定は締結していますか？



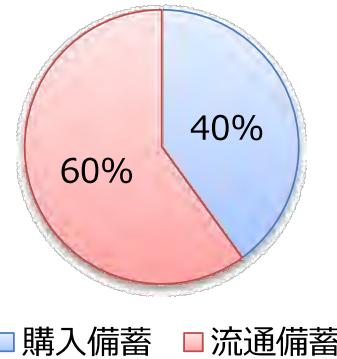
「いいえ」の内訳



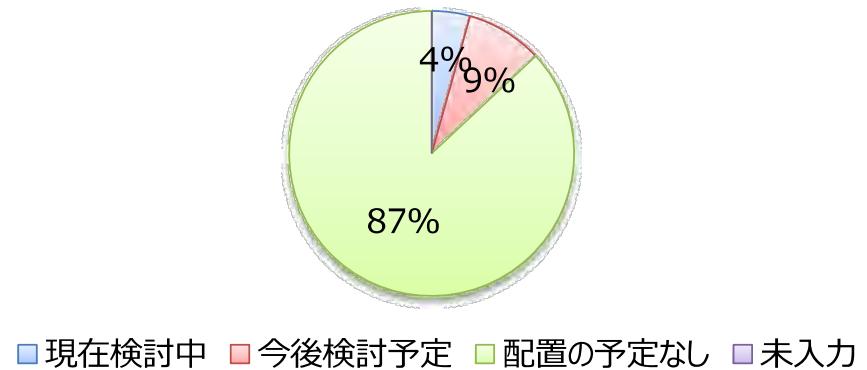
口災害時の医薬品を備蓄していますか？



「はい」の内訳



「いいえ」の内訳



□災害時の医薬品の備蓄状況（場所）についてお聞かせ下さい。（複数選択可）

医薬品卸業	11
都道府県薬剤師会（会営薬局を含む）	9
災害拠点病院	4
都道府県	3
保健所	2
県が指定する医療機関	1
市薬剤師会	1
指定避難所	1
歯科医薬品卸業	1

□備蓄医薬品の所有者（購入者）についてお聞かせ下さい。（複数選択可）

都道府県	10
都道府県薬剤師会	2
医薬品卸業	1
備蓄拠点ごとに購入	1
薬局	1

被災者への医薬品供給

法的根拠	処方元の医師	処方指示	交付場所	調剤場所
健康保険法	被災地の医師	処方箋	保険医療機関	病院内の薬局
		お薬手帳*	病院・診療所	地域の薬局
		メモ*	被災者の居宅	被災者の居宅
		口頭*	避難所**	保険薬局
災害救助法	救護班医師	災害時診療録	仮設診療所	仮設調剤所
		災害処方箋	救護所 被災者の居宅 避難所	モバイルファーマシー 地域の薬局***

* 事後に処方箋が発行されることが条件となる。

** 患者が避難所に継続的に居住している場合に、定期的な診療が必要で患者の同意を得る必要がある。

***災害処方箋による調剤を地域の薬局に依頼する場合、事前に被災県と求償と支弁について調整をする必要がある。

- 災害時の医薬品供給は、救護班が持参した**医薬品の現物支給**が原則。救護班の持参医薬品不足時は、災害用処方箋による対応となる。
- しかし、亜急性期～慢性期にフェーズが変遷するに従い保険診療による医薬品の提供を考えなければならない。
- 被災地であっても通常の**保険診療等**による**医療が行われている**場合には、**災害救助法**による**医療を実施する必要はない**。



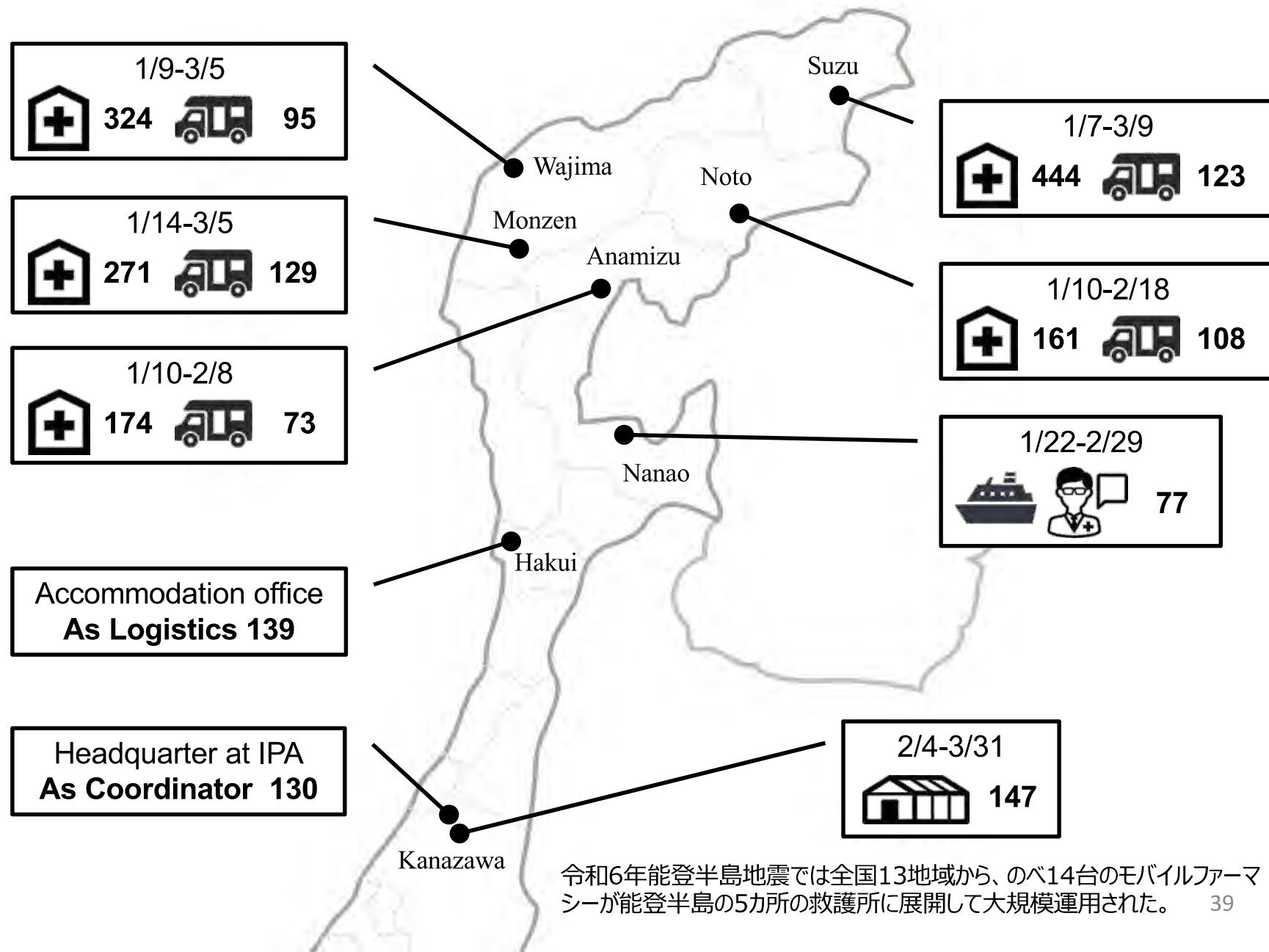


広島県薬剤師会 提供



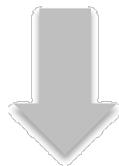
静岡県薬剤師会 提供

能登半島に派遣されたMPと薬剤師数



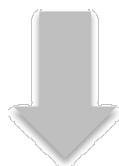
モバイルファーマシーの運用案

STEP 1



- 亜急性期で医薬品供給のための拠点が整備されていない時期
→ 医薬品供給の**拠点**として機能

STEP 2



- 医薬品供給のための拠点が整備され、救護所等に仮設調剤所が設置・運用されている時期
→ 医薬品の**巡回供給**として機能

STEP 3

- MPや仮設調剤所からの災害処方箋による調剤件数が減少してきた時期
→ 公衆衛生の**拠点**として機能・撤収